

# 大阪府守口保健所運営協議会の委員名簿

(令和7年6月9日現在)

氏名	フリガナ	職名	選任理由
明石 吉弘	アカシ ヨシヒロ	守口市薬剤師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
池上 博一	イケガミ ヒロカズ	大阪府守口警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
磯和 均	イソワ ヒトシ	門真市歯科医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
柏木 直樹	カシワギ ナオキ	門真市医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
草川 晴美	クサカワ ハルミ	北大阪労働基準監督署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
工藤 百合子	クドウ ユリコ	守口市議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
齊藤 俊徳	サイトウ トシノリ	守口門真生活衛生協会の副会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
坂元 正幸	サカモト マサユキ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
品川 幸子	シナガワ サチコ	門真エイフボランティアネットワーク会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者(所管区域において保健所運営に関連する団体の代表)」として選任
清水 秀和	シミズ ヒデカズ	守口市医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
杉浦 哲朗	スギウラ テツロウ	関西医科大学総合医療センター病院長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
瀬野 憲一	セノ ケンイチ	守口市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
滝井 稔元	タケイ トシユキ	門真市議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
田中 実	タナカ マコト	守口市教育委員会教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
寺田 直生	テラダ ナオキ	守口市歯科医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
平田 哲也	ヒラタ テツヤ	大阪府門真警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
前元 喜邦	マエモト ヨシクニ	門真市社会福祉協議会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
松岡 雅信	マツオカ マサノブ	守口市社会福祉協議会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
宮本 一孝	ミヤモト カズタカ	門真市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
村田 博昭	ムラタ ヒロアキ	松下記念病院長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
八木下 理香子	ヤギシタ リカコ	門真市教育委員会教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
泰江 まさき	ヤスエ マサキ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
山中 英典	ヤマナカ ヒデノリ	門真市薬剤師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
行武 弘江	ユキタケ ヒロエ	守口市エイフボランティアネットワーク副会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者(所管区域において保健所運営に関連する団体の代表)」として選任
吉川 義孝	ヨシカワ ヨシタカ	守口門真生活衛生協会の会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
四辻 宇津喜	ヨツツジ ウヅキ	守口市門真市消防組合消防長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任

(五十音順)